

# 雇用契約書（契約社員用） パートタイマー

氏名 殿 事業所 所在地  
入社日 令和 年 月 日 名称  
代表者

印

雇用条件は、次のとおりとします。

本契約書に記載されていない事項については契約社員・パートタイマー就業規則によります。

区分	(1) 契約社員 (2) パートタイマー
雇用期間	(1) 令和 年 月 日～令和 年 月 日 ①契約更新の有無 ・更新する場合がある ・本契約を最終契約とする ・原則として自動更新とする ②雇用契約の更新基準 ・契約社員・パートタイマー就業規則の定めによる。(勤務成績、勤務状況、勤務態度等) ③契約を更新する場合は、契約満了日の 30 日前(初回更新は満了日)までに書面により契約を更新するものとします。なお、雇用契約を更新しない場合についても原則として上記期日までに通知します。 (2) 令和 年 月 日より期間の定めなし
就業場所	(1) 所在地に同じ (2)
業務内容	
勤務時間	(1) 時 分～時 分(休憩 時 分～時 分) 実働 時間 分 (2) 交代制により次の勤務時間の組み合わせによる ①(イ) 時 分～時 分(休憩 時 分～時 分) 実働 時間 分 (ロ) 時 分～時 分(休憩 時 分～時 分) 実働 時間 分 ② 時 分～時 分のうち実働 時間 分～時間 分(休憩 分) ※シフト表により 1 週間前までに通知します。※始業開始と同時に仕事ができるようにして下さい。
出勤日 又は休日	(1) 休日は ②出勤日は 毎週(月 火 水 木 金 土 日) 曜日 (2) 交代制 週/月 日勤務 ※業務上必要がある場合には、勤務日の変更、所定外勤務をしていただく場合があります。
変形制	毎月(毎年) 月 日を起算日とする(4 週間、1 ヶ月、1 年間) 変形労働時間制による週 40 時間制
欠勤	賃金を日割りしてカットします。
遅刻早退	不就業時間の賃金は支払いません。
有給休暇	労働基準法に従って与えます。ただし業務上の都合によって日を変更させることがあります。 取得する時は、原則として 日前までに会社に伝えて承諾を得てください。
賃金	基本給 円(月給・日給・時間給)、通勤手当 円(月給・日給) 手当(月給・日給) ※見込み賃金月額 計 円 ※法定労働時間を超えた場合の割増率①時間外:25% ②法定休日:35% ③深夜:25%(①、②とは別途)
支払日	前月 日から当月 日までを当月 日に支払います。(銀行が休日のときはその前日)
昇降給	契約時の査定によります。(契約期間内はなし)
賞与	なし
退職金	なし
退職	自己都合により退職の場合は退職予定日の 1 ヶ月前までに届け出てください。 解雇の事由及び手続きについては契約社員・パートタイマー就業規則の定めるところによります。
社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険 (労災保険は保険料全額事業主負担で自動的に加入になります。)
定年	定年は満 60 歳とします。(継続雇用制度あり: 上限年齢 65 歳)
保険料 徴収	厚生年金、健康保険 月 日払いの賃金より控除開始( 月分の保険料) 雇用保険 月 日払いの賃金より控除開始 ※パートタイマーは、1 日の労働時間及び 1 ヶ月の勤務日数が正社員の概ね 4 分の 3 以上になると厚生年金、健康保険が強制加入になります。
試用期間	最初の契約時は 3 ヶ月間の試用期間があります。入社 14 日以内に解雇するときは 30 日前の解雇予告は行わず、解雇予告手当は支給しません。
相談窓口	部署名: 担当者職氏名: 連絡先:

上記の件を承諾しました。

令和 年 月 日

住所  
氏名

印